

# 第1章 東京のひとり親家庭をめぐる状況

## 1 はじめに

---

### (1) 計画策定の趣旨

- ひとり親家庭とは、20歳未満の子供を持つ母子家庭又は父子家庭のことを指します。
- ひとり親家庭の親は、ひとり親家庭になる前後を通じて、家族や生活の様々な課題に直面します。ひとり親家庭の親は、子育てと家計の支え手を同時に担うため、肉体的、精神的な負担も大きいこと、また経済的に困窮している家庭が多いことなどから、生活全般を視野に入れた総合的な支援が必要です。
- 平成13年3月、都は、ひとり親家庭に対する就労支援策を重点的に推進するため、「東京都ひとり親家庭就労支援計画」を策定しました。
- 平成14年には、「母子及び寡婦福祉法」が改正され、都道府県の母子及び寡婦の自立支援計画策定が規定されるとともに、平成15年には「次世代育成支援対策推進法」が制定され、地域における子育て支援等に関する都道府県計画を定めることとなりました。
- 都は、これを踏まえ、「次世代育成支援東京都行動計画」に併せて、平成17年4月に「東京都ひとり親家庭自立支援計画」、平成22年4月に「東京都ひとり親家庭自立支援計画（第2期）」を策定しました。
- 平成26年4月に「母子及び寡婦福祉法」が「母子及び父子並びに寡婦福祉法」（以下「母子父子寡婦福祉法」という。）に改正され、ひとり親家庭に対する国及び都道府県の支援強化が図られるとともに、父子家庭への支援が拡充されることとなりました。
- 平成27年3月に「東京都ひとり親家庭自立支援計画（第3期）」（以下「第3期計画」という。）を策定し、ひとり親家庭の特性を踏まえた様々な施策を展開してきました。
- 第3期計画策定以降、平成27年4月に、生活保護に至る前の自立支援策の強化を図るため、生活困窮世帯への家計相談事業や子供の学習支援事業を含む「生活困窮者自立支援法」が施行されました。

- 平成 27 年 12 月には、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に基づく「子どもの貧困対策会議」において、「ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト（すくすくサポート・プロジェクト）」が取りまとめられ、子供の最善の利益のために社会全体で子供を健全に育成することが重要であり、施策の実施に当たっては、民間の創意工夫を積極的に活用するという方針が示され、各種施策の拡充が図られることとなりました。
- また、平成 27 年 10 月には、平成 25 年 3 月に施行された「母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法」を踏まえて、「母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的方針」（以下「基本的方針」という。）が定められ、母子家庭等施策の展開の在り方と、都道府県等に対し自立支援計画を策定する際の指針が示されました。「基本的方針」は令和元年度で計画対象期間の終期を迎えるため、国の社会保障審議会児童部会の「ひとり親家庭への支援施策の在り方に関する専門委員会」において、見直しを検討されています。
- 都は、令和元年 12 月、今後の都政運営の新たな指針として、「『未来の東京』戦略ビジョン」をとりまとめ、ひとり親家庭への支援を推進することとしています。
- 「東京都ひとり親家庭自立支援計画（第 4 期）」（以下「第 4 期計画」という。）は、こうした動きを踏まえ、ひとり親家庭が安定した就労や生活のもと、子供を健全に育むことができるよう、都が実施する施策と区市町村等に対する支援策を示すことを目的に策定するものです。

## (2) 計画の位置付け

- 本計画は、「母子父子寡婦法」第12条に基づく「自立促進計画」であり、国の「母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針」に基づいて策定するものです。
- 「『未来の東京』戦略ビジョン」をはじめ、「子ども・子育て支援法及び次世代育成支援対策推進法」に基づいて都が策定する「東京都子供・子育て支援総合計画」や「東京都社会的養育推進計画」など、関連する計画との整合を図っています。
- また、子供の貧困への対策として、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」第8条第1項に基づく「子供の貧困対策に関する大綱」（令和元年11月閣議決定）に示されたひとり親家庭への支援策についても盛り込むとともに、「生活困窮者自立支援法」に基づく取組とも連携を図ります。

## (3) 計画期間

- 第4期計画は、令和2年度を初年度とする令和6年度までの5年間の計画です。

#### (4) 本計画の理念と施策分野

- 本計画では、これまでの計画の理念と体系を継承し、以下3つの理念のもと、4つの施策分野を柱に、ひとり親への支援を推進していきます。

##### 3つの理念

- 1 ひとり親家庭の自立を支援し、生活の安定と向上を図る。
- 2 ひとり親家庭の子供の健やかな育ちを支援する。
- 3 ひとり親家庭の親子が地域で安心して生活できる環境を整備する。

##### 4つの施策分野

- 1 相談体制の整備  
ひとり親家庭が抱える課題に早期に対応するとともに、様々な関係機関が連携して適切な支援に繋げる体制を整備する。
- 2 就業支援  
ひとり親家庭のより安定した就業を支援する。
- 3 子育て支援・生活の場の整備  
ひとり親家庭の親が安心して子育てでき、子供が健やかに育まれるよう、多様な支援策を展開する。
- 4 経済的支援  
ひとり親家庭の自立と子供の将来の自立に向け、経済的な支援を行う。

## (5) 第4期計画策定に当たっての視点

- ひとり親家庭を取り巻く状況を踏まえつつ、次の5つの視点から、計画を策定します。

### 1 ひとり親家庭を支える「つながり」への支援

- ひとり親家庭を対象とした相談窓口や支援機関は、ハローワーク等国の機関及び東京都、区市町村、民間団体など、多岐に渡るため、横断的な情報の発信など、広報・普及啓発の強化を図ります。
- 働くひとり親が、相談しやすい相談の場や相談方法など、相談体制の拡充を図ります。
- ひとり親同士のつながりを支援し、支援を必要とするひとり親家庭を確実に支援につなげられるよう、取り組んでいきます。

### 2 各家庭の特性・状況に応じた自立に向けての支援

- 母子家庭、父子家庭には、ひとり親家庭に共通する課題に加え、各々の特性に応じた課題があります。母子家庭・父子家庭の特性やニーズを把握した上で、それぞれに配慮した施策を進めていきます。
- ひとり親家庭は、就業率は高いものの非正規雇用の割合が高く、稼働所得が低い状況にあります。このため、それぞれの実情に応じた自立目標をたて、個別的・継続的な就労支援を実施していきます。
- ひとり親家庭は、離婚やDV被害などの影響により、精神的な面での回復に時間を要する場合もあり、それぞれの状況を理解した上で必要な支援を実施していきます。

### 3 子供の健全育成と将来の自立に向けた支援

- 子供の将来が生まれ育った家庭の事情によって左右されることのないよう、養育環境の整備や、将来の自立に向けた就業支援、教育の機会の確保など、子供の健全な育成を支えるための施策を展開していきます。
- ひとり親家庭に育つ子供たちの多くは、親との離別などの喪失体験を有していることから、きめ細かな支援を実施していきます。
- DV や虐待などの状況に置かれた場合、子供の権利を守りつつ、特別な配慮をしながら、健全育成を図っていきます。

### 4 関係機関の連携強化

- ひとり親家庭が地域で生活し、自立した生活を送るためには、ひとり親家庭を支える専門機関を中心に、子育て支援、就業支援、生活保護、女性相談、法律相談などに関わる機関が連携し、様々な支援策を活用して重層的に支えることが重要です。
- 関係機関の連携を強化し、ひとり親家庭の自立を総合的に支援していきます。

### 5 母子生活支援施設の活用促進

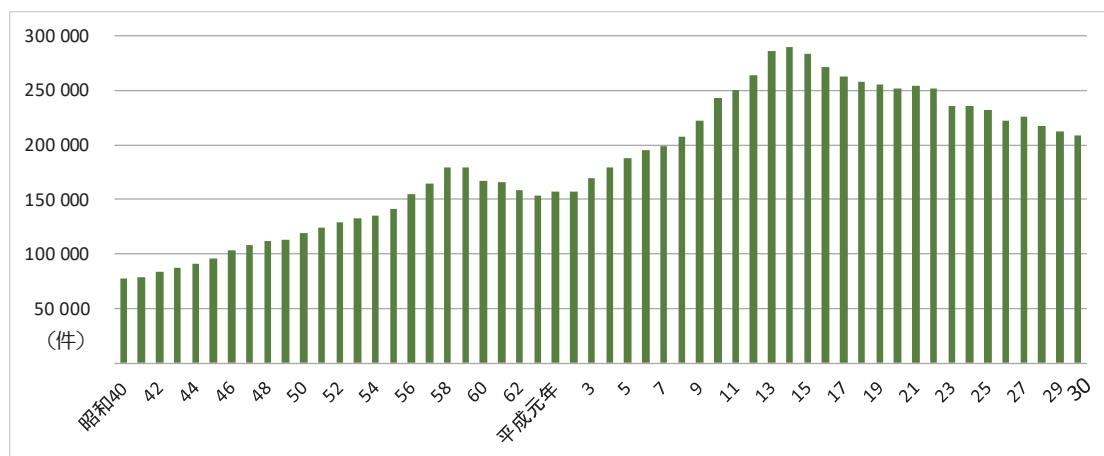
- 母子生活支援施設には、DV や虐待、若年母子など、様々な課題を持つ母子が入所しているため、入所世帯個別のニーズに応じた支援を充実します。
- 母子生活支援施設は、通過施設であることから、入所時から退所後の地域での生活を見据え、関係機関との連携を強化します。
- 母子生活支援施設は児童福祉施設の中で、唯一母子で入所できる施設であることから、課題を抱える母と子、また、ひとつの家庭としての親子への支援を適切に行うことのできる職員の確保・育成を図ります。
- 支援を必要とする母子が、入所につながるよう、広域入所を促進します。

## 2 東京のひとり親家庭の状況

### (1) 離婚件数の推移

- 「人口動態統計」（厚生労働省）によると、全国の離婚件数は、平成 14 年の 289,836 件をピークに減少傾向にあり、平成 30 年では 208,333 件となっています。

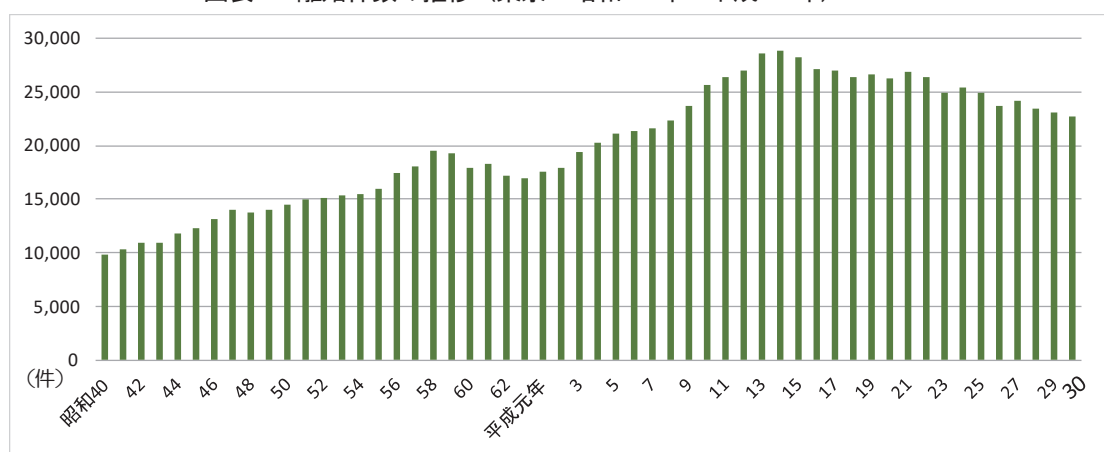
図表 1 離婚件数の推移（全国・昭和 40 年～平成 30 年）



資料：厚生労働省「人口動態統計」

- 東京の離婚件数も、全国と同様、平成 14 年の 28,780 件をピークに減少傾向にあり、平成 30 年では 22,706 件となっています。

図表 2 離婚件数の推移（東京・昭和 40 年～平成 30 年）



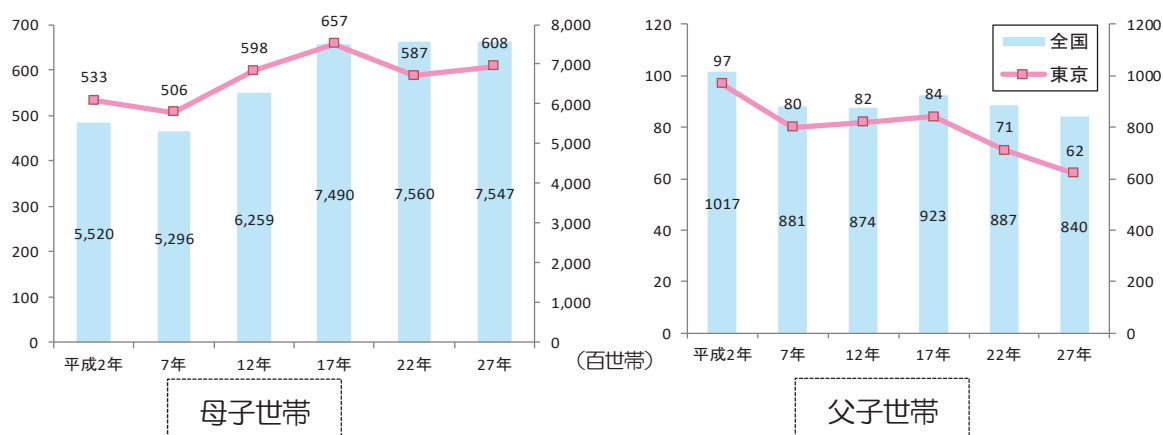
資料：厚生労働省「人口動態統計」

- 東京の離婚率（人口千人当たりの年間離婚件数）は、常に全国を上回っており、平成 30 年は、東京 1.70、全国 1.68 となっています。
- 平成 30 年の一年間に、親が離婚をした子供（20 歳未満）は、東京では 17,465 人となっています。

## (2) ひとり親家庭の数

- 「国勢調査」(総務省)によると、平成27年の全国のひとり親家庭は、母子世帯が754,724世帯、父子世帯が84,003世帯となっています。
- 東京のひとり親家庭は、母子世帯が60,848世帯、父子世帯が6,211世帯となっています。全体の世帯に占める割合は、母子世帯0.9%、父子世帯0.1%となっています。

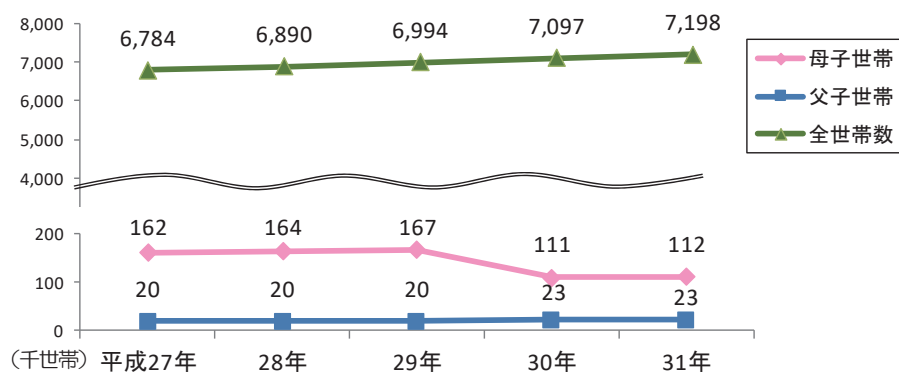
図表3 母子世帯・父子世帯の推移(全国・東京都 平成2年~27年)



資料：総務省「国勢調査」

- 「国勢調査」による母子・父子世帯の把握数には、いわゆる「三世同居」等は含まれないため、都は、5年ごとに実施する東京都福祉保健基礎調査(平成14年までは「社会福祉基礎調査」)による、三世同居も含むひとり親世帯の出現率を毎年の人口に乗ずることにより、全体の数を試算しています。
- 平成31年の三世同居等も含むひとり親世帯は、母子世帯112,300世帯(全世帯の1.56%)、父子世帯23,100世帯(同0.32%)と推計されます。

図表4 三世同居を含むひとり親世帯の推移(東京都 平成27年~平成31年)



資料：東京都福祉保健局調べ



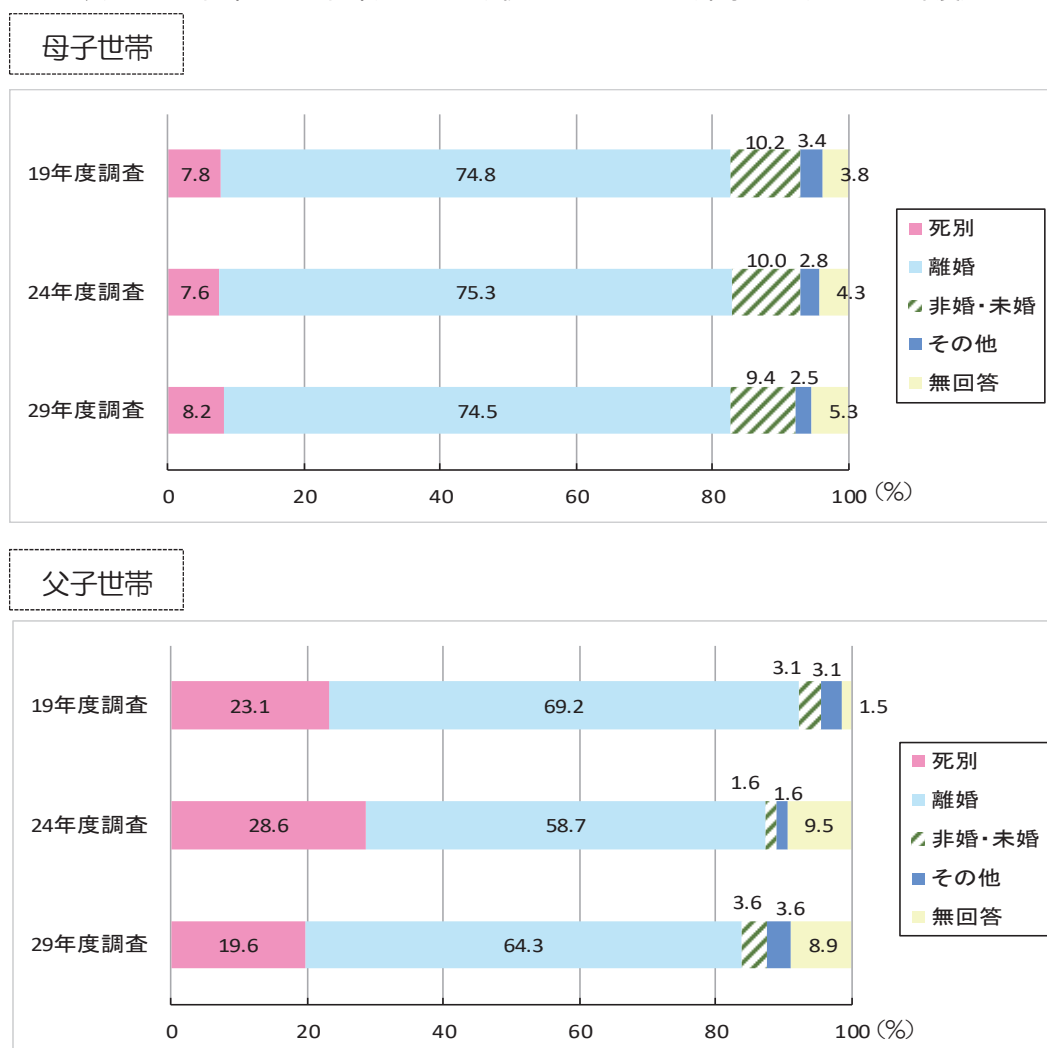
### (3) 東京都福祉保健基礎調査にみるひとり親世帯の状況

東京都福祉保健基礎調査の中で5年に1度実施している「東京の子供と家庭」（平成29年度）の調査結果をもとに、ひとり親の状況を概括します。

#### ア ひとり親になった理由

- ひとり親になった理由では、母子世帯・父子世帯ともに「離婚」の割合が最も高く、母子世帯が74.5%、父子世帯64.3%となっています。

図表5 母子世帯・父子世帯別 ひとり親になった理由（東京 平成19～29年度）<sup>1</sup>



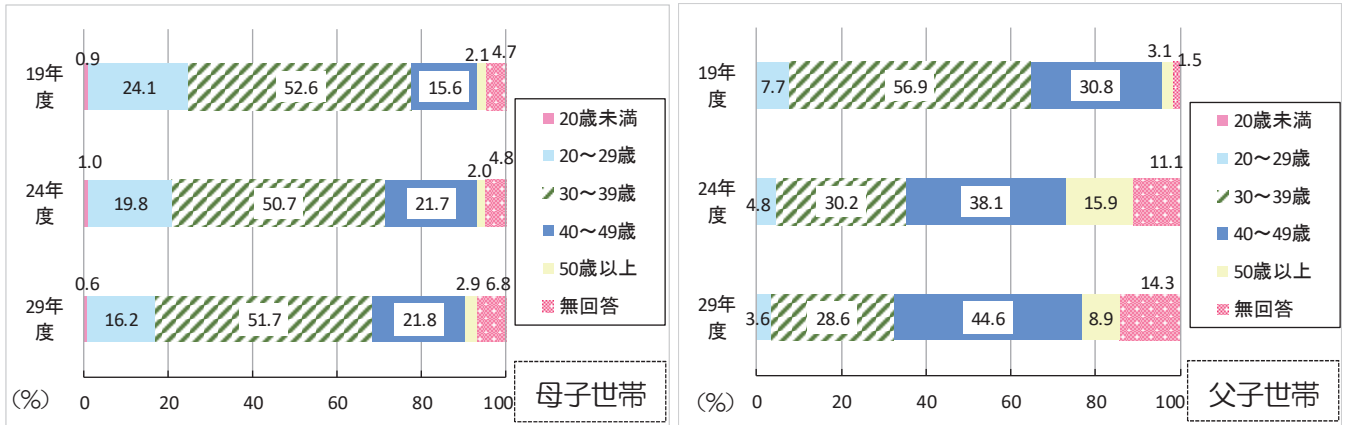
資料：東京都福祉保健局「東京都福祉保健基礎調査」

<sup>1</sup> 非婚「結婚しないこと。また、生き方として、結婚しないことを主体的に選択すること。」、未婚「まだ結婚していないこと。」（広辞苑第七版）

## イ ひとり親になった年齢、子供の年齢

- ひとり親になった年齢をみると、30歳以下が母子世帯の67.9%を、父子世帯の32.2%を占めています。

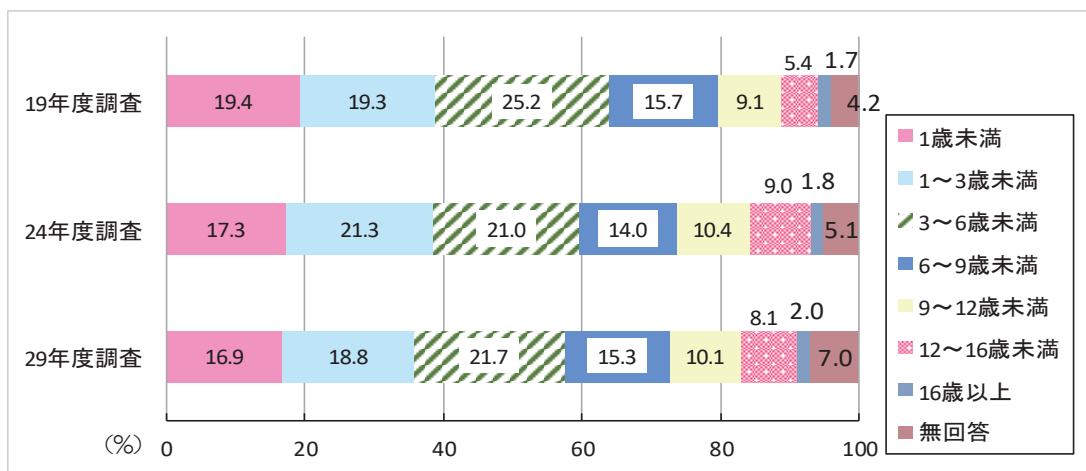
図表6 母子世帯・父子世帯別 ひとり親になった年齢（東京 平成19～29年度）



資料：東京都福祉保健局「東京都福祉保健基礎調査」

- ひとり親になったときの1番下の子供の年齢は、3歳未満の割合が35.7%となっています。

図表7 ひとり親になったときの1番下の子供の年齢（東京 平成19～29年度）

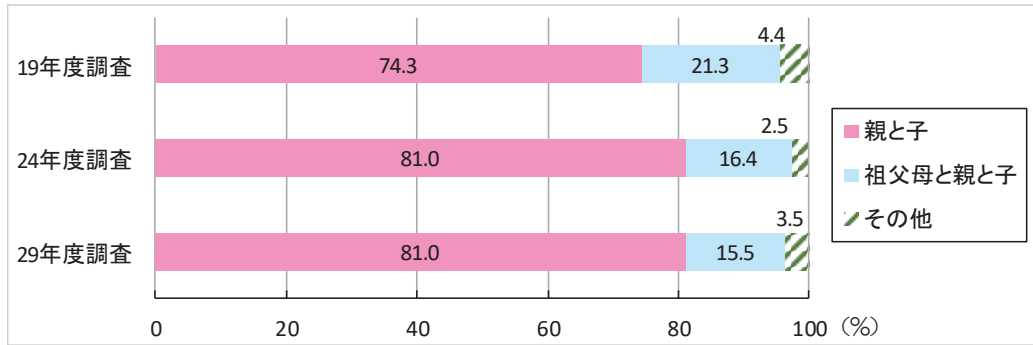


資料：東京都福祉保健局「東京都福祉保健基礎調査」

## ウ 世帯の状況

- 平成29年度の三世帯同居の割合は15.5%となっています。世帯別にみると、父子世帯が21.4%で、母子世帯14.8%に比べ高くなっています。

図表8 世帯類型（東京 平成19～29年度）



資料：東京都福祉保健局「東京都福祉保健基礎調査」

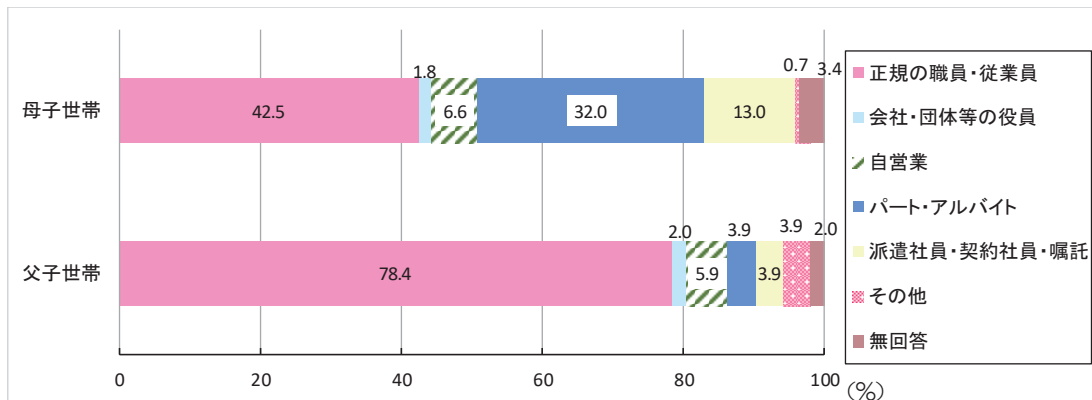
## エ 住居の状況

- 住居の種類を世帯別にみると、母子世帯では「借家・賃貸住宅等」の割合が最も多く60.0%、父子世帯では「持家」が最も多く55.4%となっています。

## オ 就業の状況

- 母子世帯の89.9%、父子世帯の91.1%が、就業しています。
- 就業形態をみると、就業している母では、「正規の職員・従業員」の割合が42.5%、「パート・アルバイト」が32.0%、「派遣社員・契約社員・嘱託」が13.0%となっています。就業している父では、「正規の職員・従業員」が78.4%、「自営業」が5.9%、「派遣社員・契約社員・嘱託」が3.9%となっています。

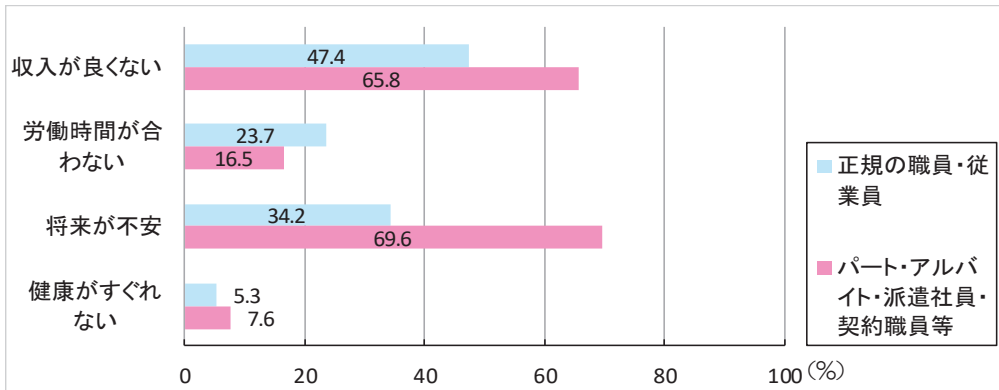
図表9 ひとり親世帯の就業形態（東京 平成29年度）



資料：東京都福祉保健局「東京都福祉保健基礎調査」

- 働いているひとり親世帯のうち、転職を希望する割合は、母29.7%、父10.2%となっています。
- 母の転職希望理由を就業形態別にみると、いずれの就業形態でも、「収入が良くない」の割合が高く、また、「パート・アルバイト、派遣社員・契約社員等」では、「将来が不安」の割合も高くなっています。

図表 10 母子世帯の母の就業形態別転職の希望理由（東京 平成 29 年度）※複数回答



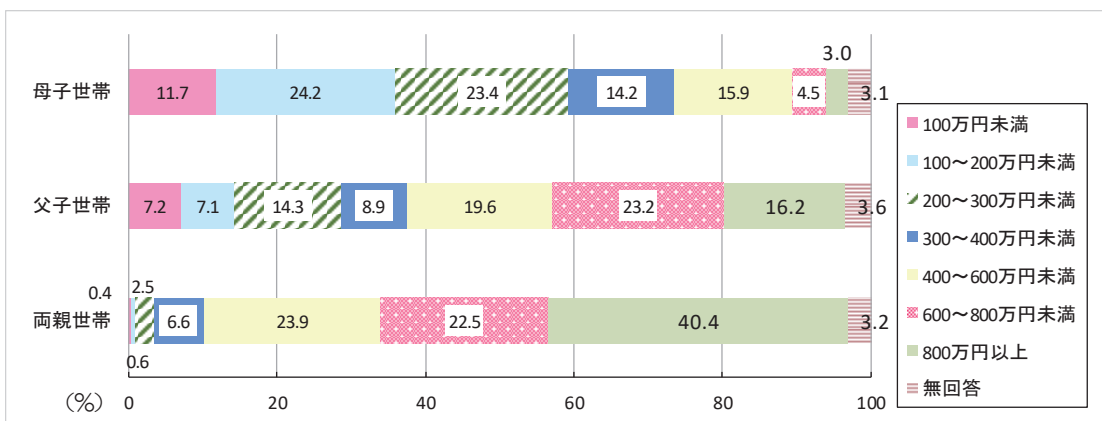
資料：東京都福祉保健局「東京都福祉保健基礎調査」

- 「ひとり親になった当時、暮らしのためにしたこと」（複数回答）という問いに対し、「自分が仕事を始めた」という回答が 23.0%、「仕事を続けた」が 54.5%、「転職した」が 10.9%となっています。

## カ 収入の状況

- 母子世帯の年間収入は、200 万円未満が全体の 35.9%、200～300 万円未満が 23.4%、300～400 万円未満が 14.2%となっています。父子世帯では、200 万円未満及び 200～300 万円未満のいずれも、14.3%となっています。
- 両親世帯では、年間収入が 600 万円以上の割合は 62.9%ですが、父子世帯では 39.4%、母子世帯では 7.5%です。（参考：平成 30 年の都内勤労者世帯の平均実収入は年換算約 759 万円（東京都総務局「東京都生計分析調査」））

図表 11 母子世帯・父子世帯別 年間収入の状況（東京 平成 29 年度）



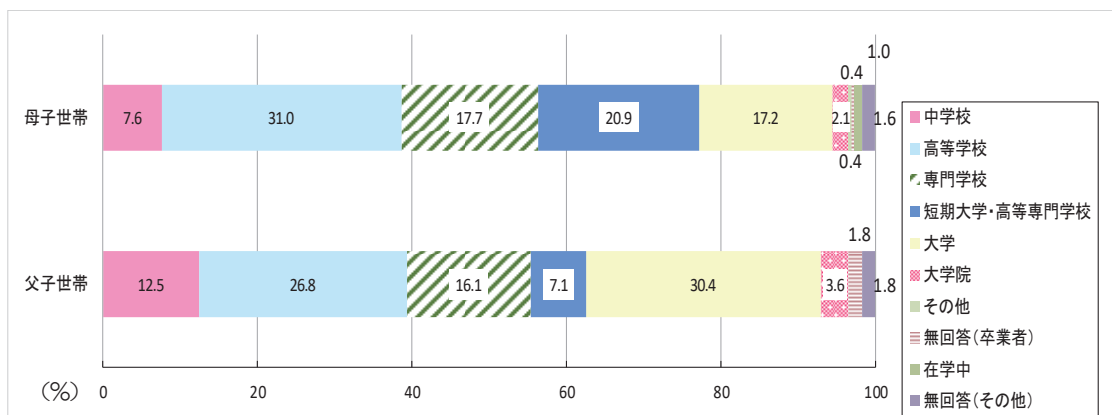
資料：東京都福祉保健局「東京都福祉保健基礎調査」

- 母子世帯の主な収入(単数回答)として挙げられたものは、賃金・給料が76.4%、児童手当、児童扶養手当等を含む各種社会保障給付金が3.3%、養育費・慰謝料が2.3%、年金・恩給が4.9%です。父子世帯では、賃金・給料が87.5%、事業所得が3.6%、年金・恩給が1.8%です。

## キ 父母の学歴

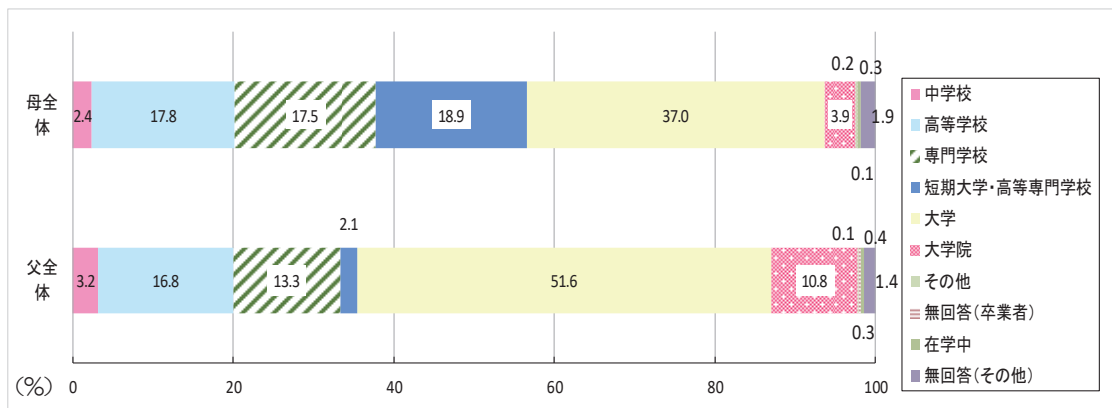
- 最終学歴が中学校及び高等学校の割合についてみると、母全体では20.2%であるのに対し、母子世帯の母では38.6%となっています。また、父全体では20.0%であるのに対し、父子世帯の父では39.3%となっています。最終学歴が中学校の割合は、母子世帯の母では7.6%と母全体の約3倍になっています。

図表 12 ひとり親世帯の父母の学歴（東京 平成 29 年度）



資料：東京都福祉保健局「東京都福祉保健基礎調査」

図表 13 父母全体の学歴（東京 平成 29 年度）

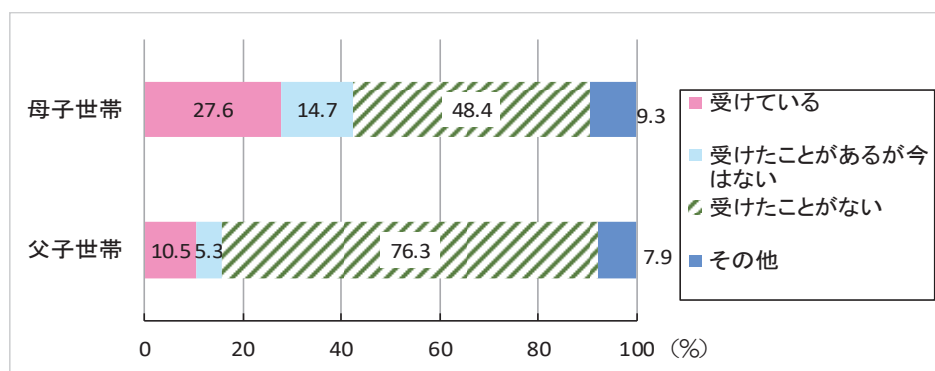


資料：東京都福祉保健局「東京都福祉保健基礎調査」

## ク 養育費<sup>2</sup>の状況

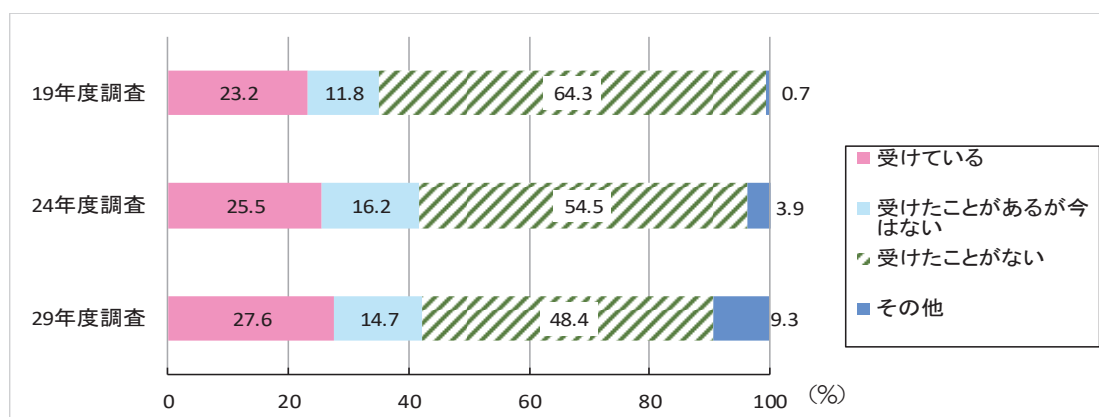
- ひとり親になった理由が、離婚、非婚・未婚である世帯のうち、養育費の取決めをしている割合は、母子世帯では42.1%、父子世帯では28.9%となっています。  
また、取決めをしている世帯のうち、文書による取決めをしている世帯は、ひとり親世帯全体で73.2%となっています。
- 養育費の受取について、養育費を現在受けている世帯は、母子世帯では27.6%、父子世帯では10.6%となっています。（図表14）
- 母子世帯の養育費の受取状況は、過去の調査と比較すると、「受けている」割合が少しずつ増加しています。（図表15）

図表14 母子世帯・父子世帯別 養育費受取の有無（東京 平成29年度）



資料：東京都福祉保健局「東京都福祉保健基礎調査」

図表15 母子世帯の養育費受取の有無



資料：東京都福祉保健局「東京都福祉保健基礎調査」

<sup>2</sup> 子供を監護・教育するために必要な費用。一般的には、未成熟子（経済的・社会的に自立していない子）が自立するまで要する費用で、生活に必要な経費、教育費、医療費など。平成23年の民法改正により、離婚の際に夫婦が取り決める事項として面会交流及び養育費の分担が明文化された。また、平成15年4月に母子及び寡婦福祉法（平成26年4月母子及び父子並びに寡婦福祉法に改正）において扶養義務の履行が規定され、養育費支払いの責務等が明記された。

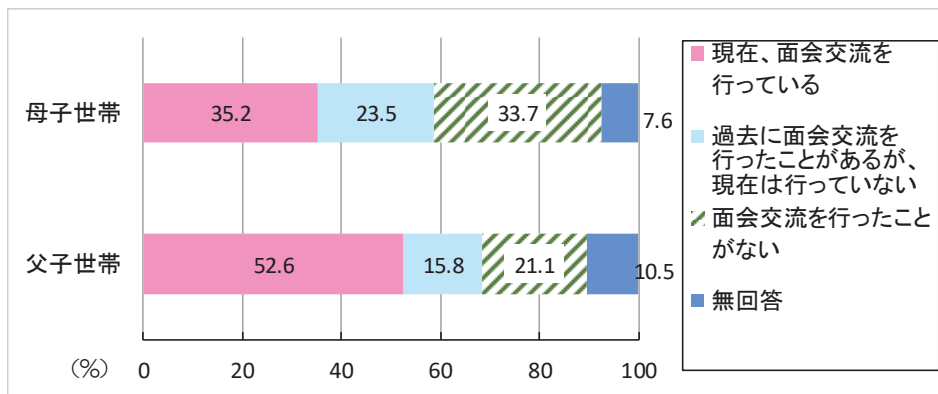
- 養育費を受けている世帯における 1 か月の養育費の額としては、「2～4 万円未満」が最も多く、全体の 29.9%を占めており、以下「4～6 万円未満」が 18.8%、「6～8 万円未満」が 14.5%となっています。

## ケ 面会交流<sup>3</sup>の実施

- ひとり親になった理由が、離婚、非婚・未婚である世帯のうち、現在、面会交流を実施している世帯は、母子世帯では 35.2%、父子世帯では 52.6%となっています。（図表 16）

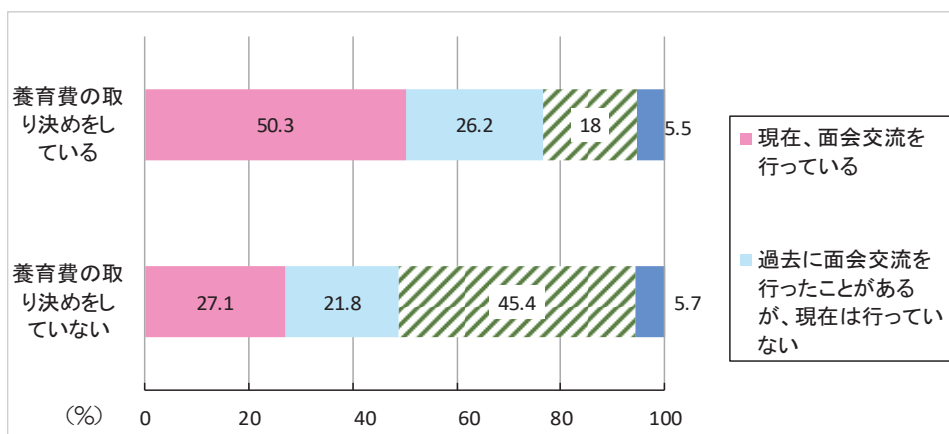
- 面会交流の有無を、養育費の取決めの有無別にみると、「現在、面会交流を行っている」の割合は、養育費の取決めをしている世帯が 50.3%、取決めをしていない世帯は 27.1%で、養育費の取決めをしている世帯の方が、23.2 ポイント高くなっています。（図表 17）

図表 16 母子世帯・父子世帯別 面会交流の有無（東京 平成 29 年度）



資料：東京都福祉保健局「東京都福祉保健基礎調査」

図表 17 面会交流の有無と養育費の取決め（東京 平成 29 年度）



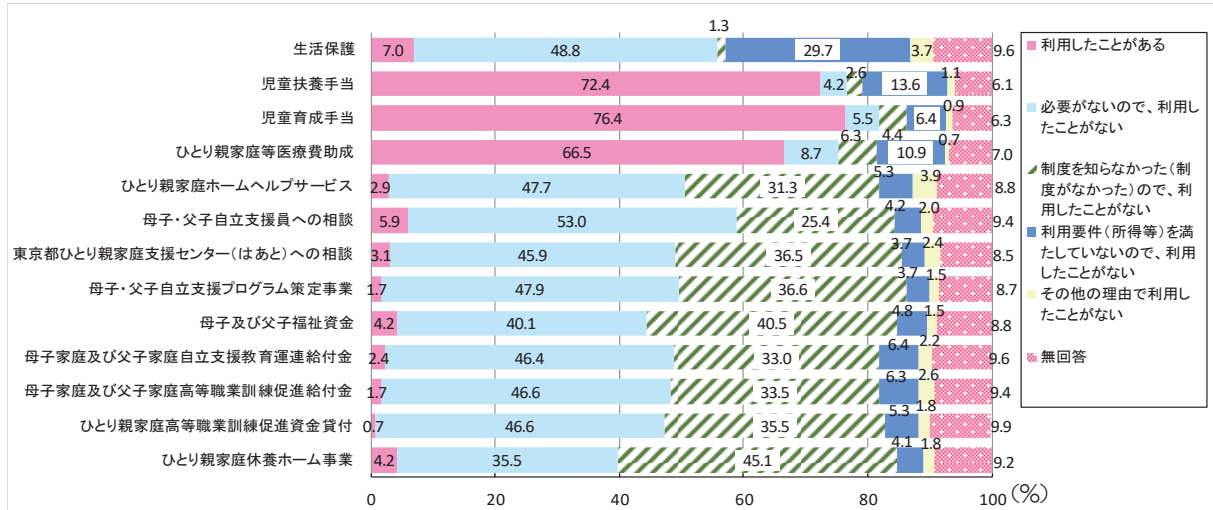
資料：東京都福祉保健局「東京都福祉保健基礎調査」

<sup>3</sup> 夫婦が離婚した際に、子供と離れて暮らしている父や母が、子供と定期的又は継続的に会って話をしたり、一緒に遊ぶなどして交流すること。

## コ 公的制度について

- ひとり親世帯向けの公的制度では、調査項目である事業の約半数で、「制度を知らなかった」ので利用したことがない」と回答した割合が3割を超えています。

図表 18 制度利用の有無（東京 平成 29 年度）※複数回答

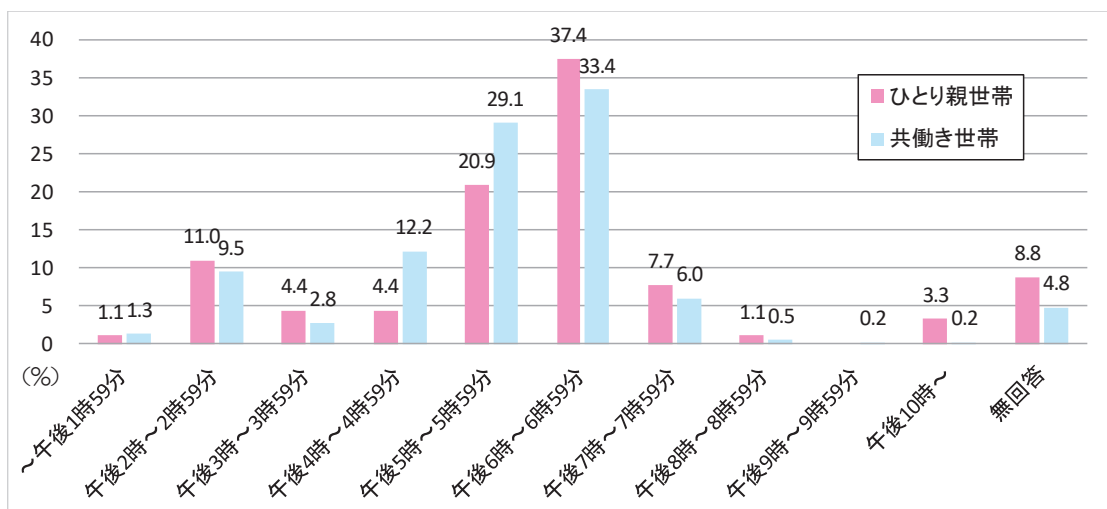


資料：東京都福祉保健局「東京都福祉保健基礎調査」

## サ 保育の利用状況

- 就学前の子供がいるひとり親世帯の日中の主な預け先は、認可保育所が70.4%、幼稚園が13.2%、その他が16.5%となっています。
- 保育所、幼稚園などの終了時間についてみると、ひとり親世帯では「午後6時～6時59分」が37.4%と一番多く、以降の時間帯では共働き世帯よりひとり親世帯の方の回答割合が多くなっており、共働き世帯よりひとり親世帯において、保育の終了時間が遅い傾向にあります。

図表 19 保育の終了時間（東京 平成 29 年度）



資料：東京都福祉保健局「東京都福祉保健基礎調査」



- 子供の預け先に関して不満に思うこととして、「子供が病気のとくに利用できない」と「夜間や休日に利用できない」を選択した割合は、両親世帯に比べ、ひとり親世帯が多く、それぞれ41.6%、24.7%となっています。ひとり親世帯にとって、病気のとくに夜間・休日の預かりに高いニーズがあることがわかります。

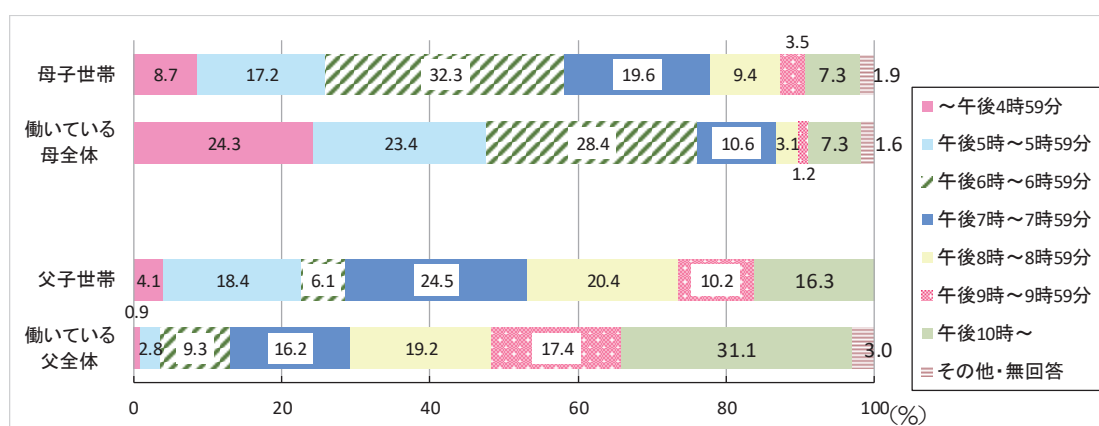
## シ 学童クラブの利用状況

- 学童クラブの利用状況について、ひとり親世帯では「利用したことがある」世帯の割合が66.8%と、共働き世帯の55.0%より高くなっています。
- ひとり親世帯が学童クラブを利用するに当たって望むことでは、「行き帰りが安全であること」が58.5%（共働き世帯64.2%）、「学校が休みの日に利用できること」が41.5%（同28.2%）、「小学校高学年の子供を受け入れること」が34.0%（同20.7%）、「利用時間が延長されること」が24.5%（同15.4%）となっています。

## ス 帰宅時間

- 帰宅時間をみると、母子世帯は「午後6時～6時59分まで」が最も多くなっています。働いている母全体と比較すると、午後4時59分以前に帰宅する割合が低く、午後7時以降に帰宅する割合が高い（帰宅時間が遅い）傾向にあります。  
父子世帯では、「午後7時～7時59分まで」が最も多く、母子世帯より帰宅時間が遅くなっていますが、働いている父全体と比較すると、帰宅時間は早い傾向にあります。

図表 20 母子世帯・父子世帯別 帰宅時間の状況（東京 平成 29 年度）



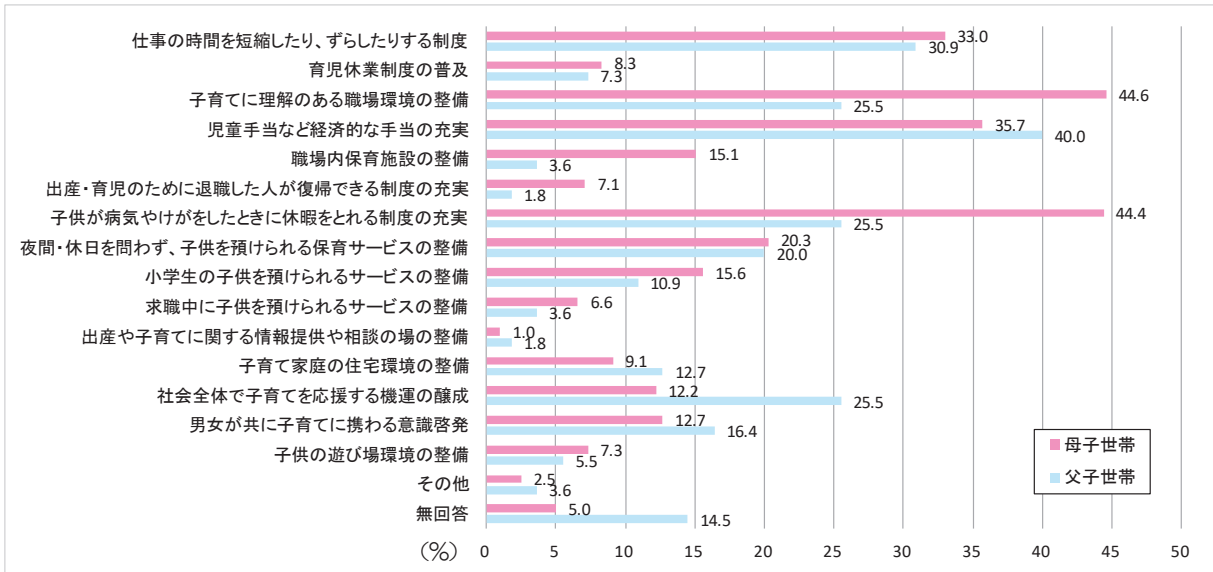
資料：東京都福祉保健局「東京都福祉保健基礎調査」

## セ 子育てをしやすくするために必要なもの

- 子育てをしやすくするために必要なものとして、「子育てに理解のある職場環境の整備」が母子世帯44.6%・父子世帯25.5%、「児童手当など経済的な手当の充実」が母子世帯35.7%・父子世帯40.0%、「子供が病気やけがをしたときに休暇

をとれる制度の充実」が母子世帯 44.4%・父子世帯 25.5%となっており、割合の高い項目は共通しています。

図表 21 子育てをしやすくするために必要なもの（東京 平成 29 年度）※複数回答

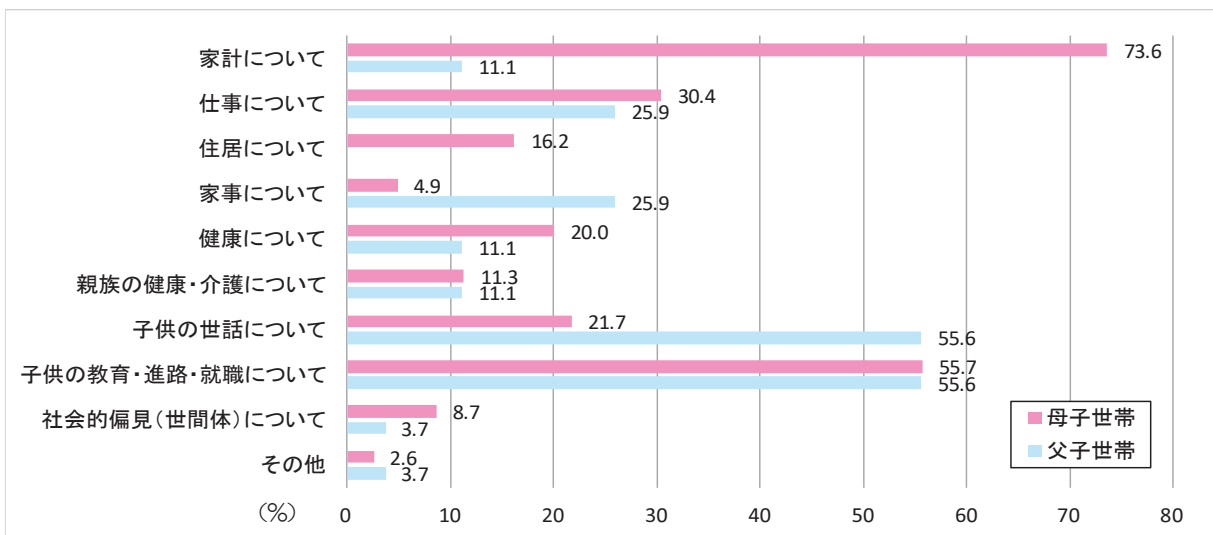


資料：東京都福祉保健局「東京都福祉保健基礎調査」

## ソ 困っていること

○ 現在困っていることについて回答が多いものとして、母子世帯では「家計」が 73.6%、「子供の教育・進路・就職」が 55.7%となっており、父子世帯では「子供の世話」と「子供の教育・進路・就職」が同数で 55.6%となっています。

表 22 母子世帯・父子世帯別 現在困っていること（東京 平成 29 年度）※複数回答

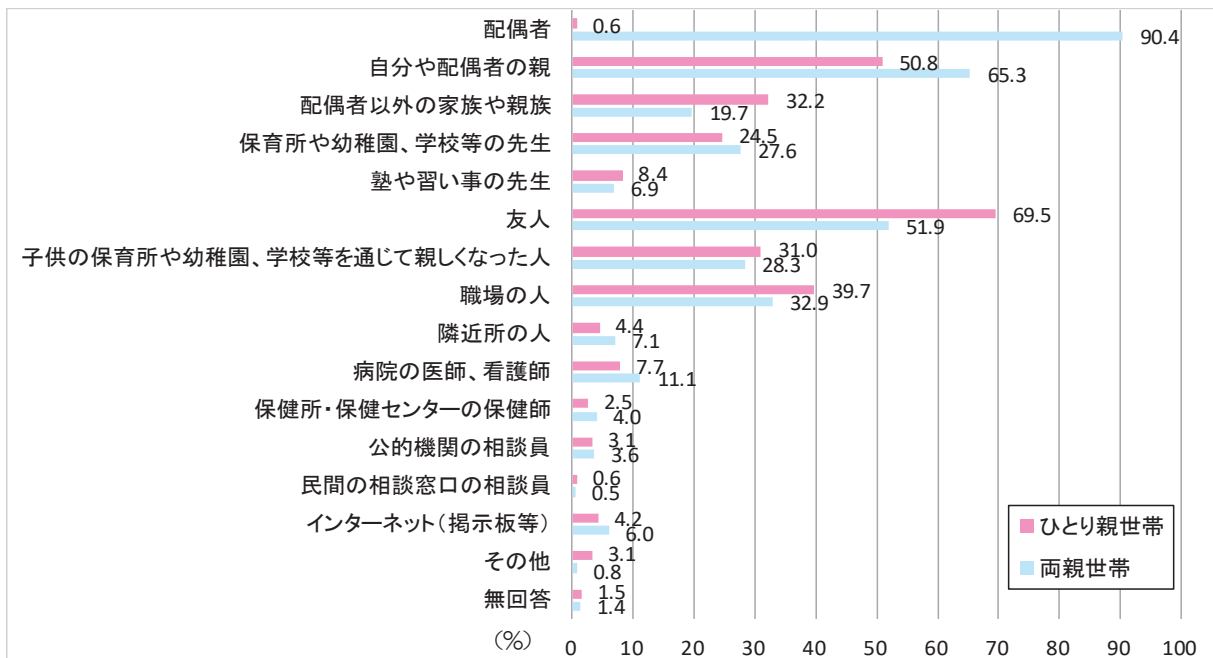


資料：東京都福祉保健局「東京都福祉保健基礎調査」

## タ 相談相手

- 相談相手の有無については、ひとり親世帯では「いる」とした割合が 89.0%でした。また、「相談相手がないのでほしい」という回答が、母子世帯 (3.3%)、父子世帯 (10.9%) とともに、両親世帯 (2.4%) に比べて高くなっています。一方、「(相談相手は) 必要ない」という回答は、父子世帯が 16.4%と、両親世帯 (6.1%) や母子世帯 (3.7%) に比べて高くなっています。
- 具体的な相談相手として、ひとり親世帯では、「友人」(69.5%) や「職場の人」(39.7%)、「配偶者以外の家族や親族」(32.2%)、「子供の保育所や幼稚園、学校等を通じて親しくなった人」(31.0%) の割合が、両親世帯に比べて高くなっています。(図表 23)

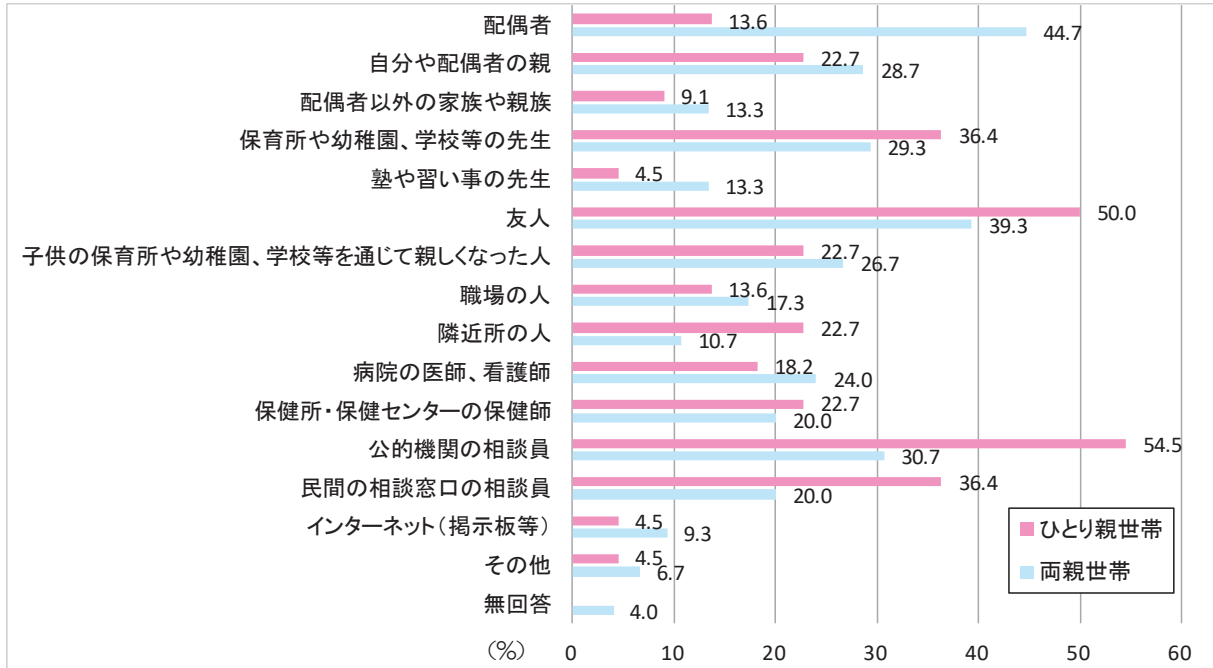
図表 23 ひとり親世帯・両親世帯別 相談相手 (東京 平成 29 年度) ※複数回答



資料：東京都福祉保健局「東京都福祉保健基礎調査」

- 「相談相手がないのでほしい」と回答した世帯のうち、相談したい相手を見ると、ひとり親世帯では「公的機関の職員」(54.5%)、「友人」(50.0%)、「民間の相談窓口の相談員」(36.4%) などが高い割合となっており、いずれも両親世帯より高くなっています。(図表 24)

図表 24 ひとり親世帯・両親世帯別 相談したい相手（東京 平成 29 年度）※複数回答



資料：東京都福祉保健局「東京都福祉保健基礎調査」

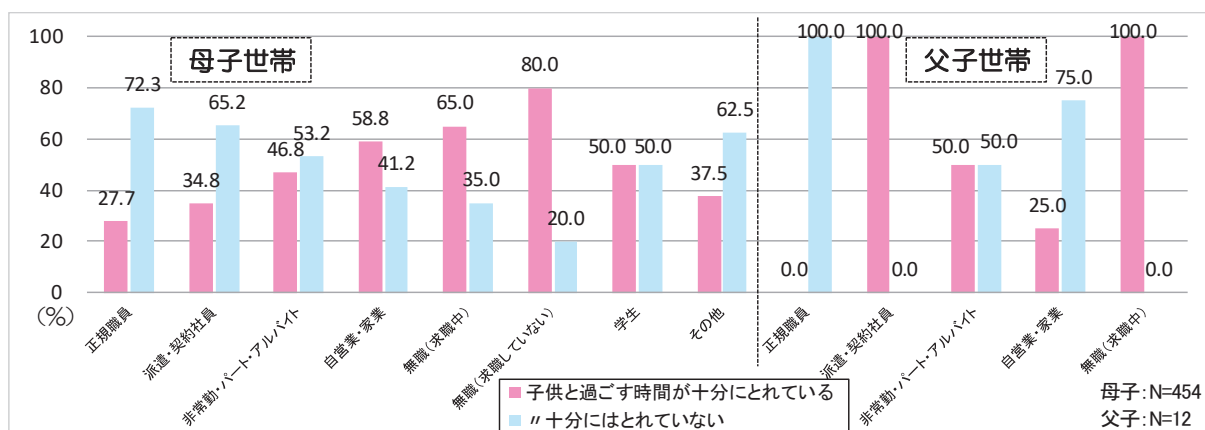
#### (4) ひとり親家庭の周囲とのつながり

平成30年度に実施した「ひとり親家庭の相談状況等に関する調査」では、「ひとり親家庭の周囲とのつながり」をテーマに、ひとり親支援や当事者団体とのつながりや、現在の生活に関する悩み、その解決のために行うことなどについて、アンケートやインタビューを実施しました。

##### ア 家庭内のつながり

- 子供と過ごす時間について、母子世帯・父子世帯ともに「十分にとれていない」との回答が多く、母では58.4%、父では58.3%となっています。就業状況別にみると、正規職員で特に「十分にとれていない」との回答割合が高まる傾向にあります。

図表 25 母子世帯・父子世帯別 子供と過ごす時間（東京 平成30年度）



資料：東京都福祉保健局「ひとり親家庭の相談状況等に関する調査」

- 子供との会話については、父母で回答傾向が異なり、母は51.2%が「十分にできている」と回答しているのに対し、父は38.5%にとどまっています。

##### イ 他のひとり親の仲間・友人とのつながり

- ひとり親の仲間・友人がいるかについて、母では61.7%、父では50.0%が「いる」と回答しています。ひとり親になってからの期間別にみると、ひとり親の期間が「1年未満」の世帯では、「いない」の回答割合が高くなっています。

- ひとり親の仲間・友人が「いる」と回答した世帯のうち、知り合った時期については、「ひとり親になってからの知人のほうが多い」との回答が多く、母では60.4%となっています。父については、「ひとり親になる前からの知人のほうが多い」と回答数は同数でした。

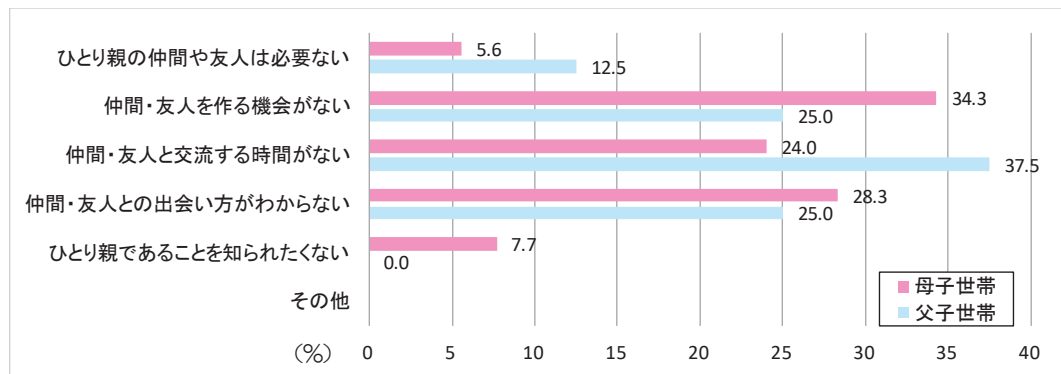
- ひとり親の仲間・友人が「いない」と回答した世帯について、その理由を尋ねたところ、母では、「機会がない」が34.3%と最も多く、次いで「出会い方がわから

ない」が28.3%、「交流する時間がない」が24.0%となっています。

一方、父では「交流する時間がない」が37.5%と最も多く、「必要ない」との回答も12.5%ありました。

また、調査項目の最後に設けた自由意見欄にも、ひとり親世帯同士で交流したいとの意見が複数寄せられており、「同じ境遇の人が全くおらず、仲間が欲しい」「ひとり親に向けたイベントに参加したい」などの意見がありました。

図表 26 母子世帯・父子世帯別 ひとり親の仲間・友人がいない理由（東京 平成 30 年度）※複数回答



資料：東京都福祉保健局「ひとり親家庭の相談状況等に関する調査」

## ウ 相談窓口とのつながり

○ 行政の相談窓口について、母の66.9%は「相談したことがある」と回答した一方、父では相談したことがある世帯は30.8%となっています。

○ 行政に相談しにくい（しにくかった）理由としては、「時間が合わない」が18.2%、「相談しても解決しないと思う・解決しなかった」が16.8%、「相談窓口に行くのが大変」が14.8%、「時間がない」が13.5%となっており、上位の回答項目のうち、窓口の体制（時間帯や相談方法）を理由とするものが複数ありました。

また、父子世帯だけでみると、「どこに相談してよいのかわからない」が最も多い回答で、19.4%となっています。

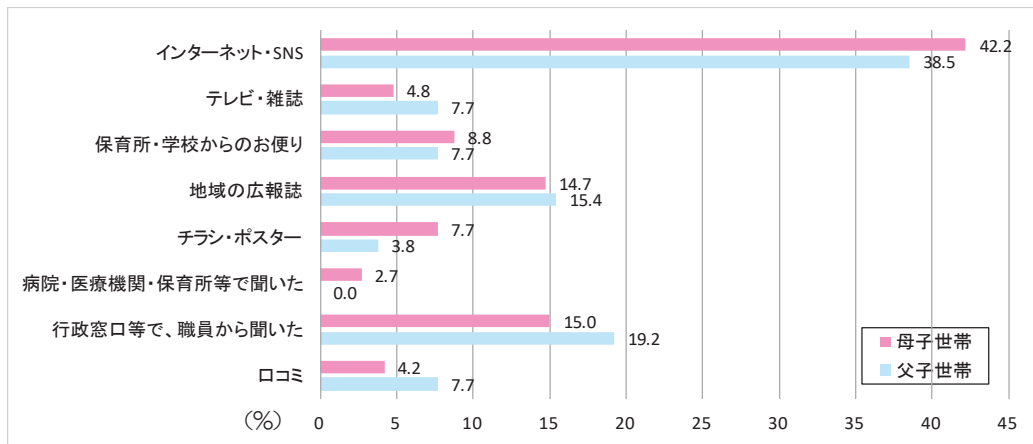
## エ 情報とのつながり（困りごとの解決方法・支援施策等の認知経路）

○ 悩んだり、困ったときの解決方法としては、「インターネット・SNSで情報収集」が最も多く32.7%、次いで「友人に相談」が20.2%、「家族に相談」が18.0%、「行政に相談」が11.0%となっています。「インターネット・SNSで情報収集」については、特に母子世帯で、年齢が若いほど回答割合が高まる傾向にあります。

○ また、支援施策等をどのように知ったか（認知経路）について尋ねたところ、「インターネット・SNS」が最も多く42.1%となっています。次いで、「行政窓口等で、職員から聞いた」が15.2%、「地域の広報誌」が14.7%となっています。

母子世帯・父子世帯別にみると、顕著な差はみられないものの、母の方が「インターネット・SNS」と回答した割合が高い傾向にあります。

図表 27 母子世帯・父子世帯別 支援施策等の認知経路（東京 平成 30 年度）※複数回答

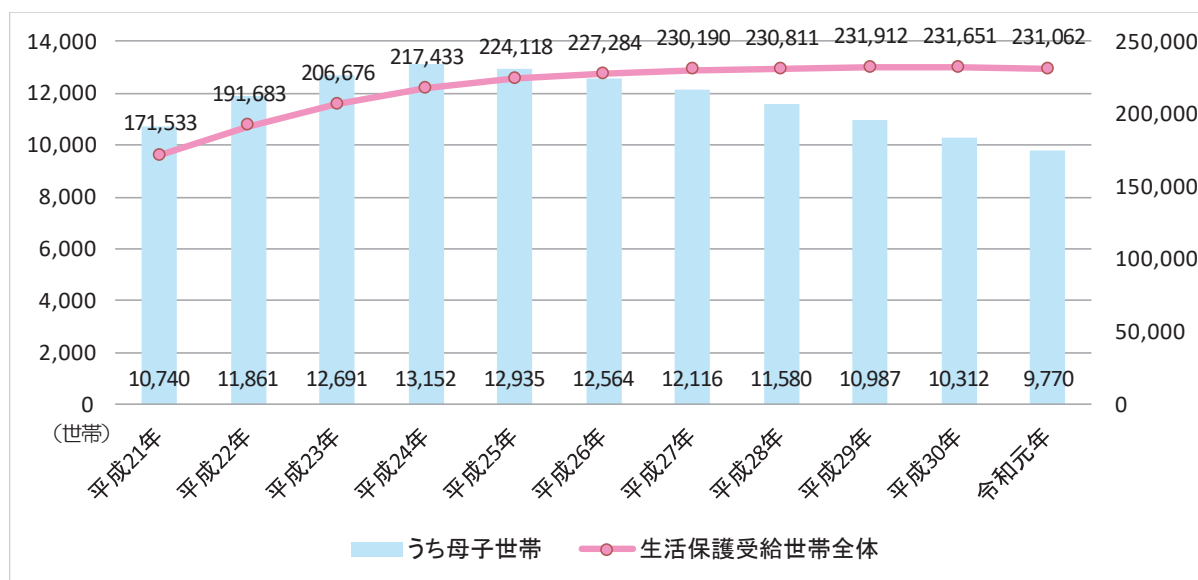


資料：東京都福祉保健局「ひとり親家庭の相談状況等に関する調査」

## (5) 生活保護受給世帯の状況

- 生活保護を受ける母子世帯の数は、平成 26 年ごろまでは増加傾向にありましたが、近年は減少が続いています。令和元年 7 月時点で、生活保護を受けている母子世帯は 9,770 世帯、そのうち母が働いている世帯は 4,654 世帯で、約 5 割を占めています。

図表 28 生活保護受給世帯の推移（東京 平成 21～令和元年 各年 7 月時点）



資料：東京都福祉保健局 月報（福祉・衛生行政統計）

- 平成 29 年 9 月に保護を開始した母子世帯は 99 世帯で、主な理由は、「貯金等の減少・喪失」（33 世帯）、「働いていた者の離別等」（22 世帯）、「世帯主の傷病」（14 世帯）等となっています。
- 平成 29 年 9 月に保護を廃止した母子世帯は 91 世帯で、主な理由は、「働きによる収入の増加・取得」（29 世帯）、「親類・縁者等の引取」（20 世帯）等となっています。

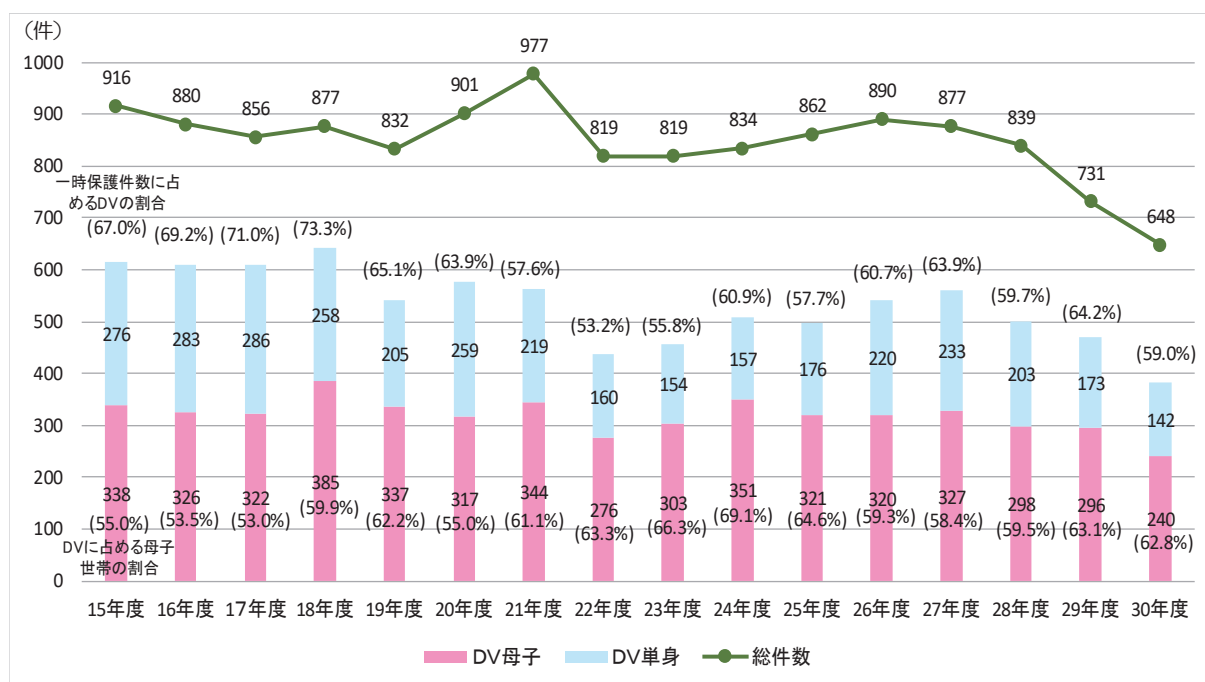
資料：東京都福祉保健局 年報（福祉・衛生行政統計）



## (6) DV<sup>4</sup>と母子

- DVは、ひとり親世帯の大きな離婚理由にもなっています。
- 東京都女性相談センターにおけるDVによる母子等の一時保護の割合は、平成15年以降高い割合で推移しており、平成30年度は59.0%でした。(図表29)
- 平成30年度に一時保護された母子等の母の年齢は、20代が27.2%、30代が28.9%、40代が20.8%です。同伴している児童は、乳児(1歳未満児)が14.8%、幼児が51.0%、小学生が26.2%であり、6割以上が未就学児でした。
- 一時保護された母子等の退所先は、母子生活支援施設が16.8%、宿泊所等の他の社会福祉施設の割合が38.5%となっています。なお、自宅(帰宅)の割合は、11.7%です。

図表29 女性相談センターにおける一時保護件数の推移(東京 平成15~30年度)



資料：東京都福祉保健局調べ

<sup>4</sup> 「ドメスティック・バイオレンス (domestic violence)」の略で、配偶者や恋人など、親密な関係にある、又はあった者から振られる暴力を指す。暴力の内容は、身体的なものだけでなく、精神的なものや性的なものなど、「心身に有害な影響を及ぼす言動」も含まれる。

## (7) 子供の貧困

### 1 相対的貧困率

○「相対的貧困率」は、国民一人当たりの可処分所得を高い順に並べ、その中央値の半分に満たない人の割合をいいます。

○平成27年の相対的貧困率は15.7%で、うち17歳以下の子供の貧困率は13.9%となっており、平成24年調査と比べると、いずれも数値が下がっています。

### 2 子供のいる現役世帯の相対的貧困率

○18歳未満の子供がいる現役世帯（世帯主が18歳以上65歳未満）の相対的貧困率をみると、平成27年は12.9%となっています。

○そのうち、大人が2人以上いる世帯は10.7%であるのに対し、大人が1人の世帯では50.8%と約半数を占め、ひとり親世帯の相対的貧困率が高いことがうかがえます。

○諸外国との比較では、相対的貧困率はOECD加盟国中6番目に高いほか、ひとり親世帯の相対的貧困率については、データが公表されている加盟国の中で、最も高くなっています。

図表30 相対的貧困率の年次推移（全国）

区分	平成6年 (1994)	平成9年 (1997)	平成12年 (2000)	平成15年 (2003)	平成18年 (2006)	平成21年 (2009)	平成24年 (2012)	平成27年 (2015)
子供がいる現役世帯	11.2%	12.2%	13.1%	12.5%	12.2%	14.6%	15.1%	12.9%
大人が1人	53.2%	63.1%	58.2%	58.7%	54.3%	50.8%	54.6%	50.8%
大人が2人以上	10.2%	10.8%	11.5%	10.5%	10.2%	12.7%	12.4%	10.7%
(参考) 相対的貧困率	13.7%	14.6%	15.3%	14.9%	15.7%	16.0%	16.1%	15.7%
子供の貧困率	12.1%	13.4%	14.5%	13.7%	14.2%	15.7%	16.3%	13.9%

注1：相対的貧困率とは、OECDの作成基準に基づき、等価可処分所得（世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で割って調整した所得）の中央値の半分に満たない世帯員の割合を算出したものをういて算出

注2：平成6年の数値は兵庫県を除いたもの

注3：平成27年の数値は熊本県を除いたもの

注4：大人とは18歳以上の者、子供とは17歳以下の者、現役世帯とは世帯主が18歳以上65歳未満の世帯をいう。

注5：等価可処分所得金額が不詳の世帯員は除く。

資料：厚生労働省「平成28年 国民生活基礎調査」

参考 貧困率の国際比較

順位	相対的貧困率		子どもの貧困率		子どもがいる世帯の相対的貧困率										
	国名	割合	順位	国名	割合	合計		大人が一人				大人が二人以上			
						国名	割合	順位	国名	割合	順位	国名	割合	順位	国名
1	チェコ	5.8	1	デンマーク	3.7	1	デンマーク	3.0	1	デンマーク	9.3	1	ドイツ	2.6	
2	デンマーク	6.0	2	フィンランド	3.9	2	フィンランド	3.7	2	フィンランド	11.4	1	デンマーク	2.6	
3	アイスランド	6.4	3	ノルウェー	5.1	3	ノルウェー	4.4	3	ノルウェー	14.7	3	ノルウェー	2.8	
4	ハンガリー	6.8	4	アイスランド	7.1	4	アイスランド	6.3	4	スロヴァキア	15.9	4	フィンランド	3.0	
5	ルクセンブルク	7.2	5	オーストリア	8.2	5	オーストリア	6.7	5	英国	16.9	5	アイスランド	3.4	
6	フィンランド	7.3	5	スウェーデン	8.2	6	スウェーデン	6.9	6	スウェーデン	18.6	6	スウェーデン	4.3	
7	ノルウェー	7.5	7	チェコ	9.0	7	ドイツ	7.1	7	アイルランド	19.5	7	オーストリア	5.4	
7	オランダ	7.5	8	ドイツ	9.1	8	チェコ	7.6	8	フランス	25.3	7	オランダ	5.4	
9	スロヴァキア	7.8	9	スロベニア	9.4	9	オランダ	7.9	8	ポーランド	25.3	9	フランス	5.6	
10	フランス	7.9	9	ハンガリー	9.4	10	スロベニア	8.2	10	オーストリア	25.7	10	チェコ	6.0	
11	オーストリア	8.1	9	韓国	9.4	11	フランス	8.7	11	アイスランド	27.1	11	スロベニア	6.7	
12	ドイツ	8.8	12	英国	9.8	11	スイス	8.7	12	ギリシャ	27.3	12	スイス	7.2	
13	アイルランド	9.0	12	スイス	9.8	13	ハンガリー	9.0	13	ニュージーランド	28.8	13	ハンガリー	7.5	
14	スウェーデン	9.1	14	オランダ	9.9	14	英国	9.2	14	ポルトガル	30.9	13	ベルギー	7.5	
15	スロベニア	9.2	15	アイルランド	10.2	15	アイルランド	9.7	15	メキシコ	31.3	15	ニュージーランド	7.9	
16	スイス	9.5	16	フランス	11.0	16	ルクセンブルク	9.9	15	オランダ	31.3	15	ルクセンブルク	7.9	
17	ベルギー	9.7	17	ルクセンブルク	11.4	17	ニュージーランド	10.4	17	スイス	31.6	15	英国	7.9	
18	英国	9.9	18	スロヴァキア	12.1	18	ベルギー	10.5	18	エストニア	31.9	18	アイルランド	8.3	
19	ニュージーランド	10.3	19	エストニア	12.4	19	スロヴァキア	10.9	19	ハンガリー	32.7	19	オーストラリア	8.6	
20	ポーランド	11.0	20	ベルギー	12.8	20	エストニア	11.4	20	チェコ	33.2	20	カナダ	9.3	
21	ポルトガル	11.4	21	ニュージーランド	13.3	21	カナダ	11.9	21	スロベニア	33.4	21	エストニア	9.7	
22	エストニア	11.7	22	ポーランド	13.6	22	ポーランド	12.1	22	ドイツ	34.0	22	スロヴァキア	10.7	
23	カナダ	11.9	23	カナダ	14.0	23	オーストラリア	12.5	23	ベルギー	34.3	23	ポーランド	11.8	
24	イタリア	13.0	24	オーストラリア	15.1	24	ポルトガル	14.2	24	イタリア	35.2	24	日本	12.7	
25	ギリシャ	14.3	25	日本	15.7	25	日本	14.6	25	トルコ	38.2	25	ポルトガル	13.1	
26	オーストラリア	14.5	26	ポルトガル	16.2	26	ギリシャ	15.8	26	スペイン	38.8	26	アメリカ	15.2	
27	韓国	14.9	27	ギリシャ	17.7	27	イタリア	16.6	27	カナダ	39.8	26	ギリシャ	15.2	
28	スペイン	15.4	28	イタリア	17.8	28	アメリカ	18.6	28	ルクセンブルク	44.2	28	イタリア	15.4	
29	日本	16.0	29	スペイン	20.5	29	スペイン	18.9	29	オーストラリア	44.9	29	チリ	17.9	
30	アメリカ	17.4	30	アメリカ	21.2	30	チリ	20.5	30	アメリカ	45.0	30	スペイン	18.2	
31	チリ	18.0	31	チリ	23.9	31	メキシコ	21.5	31	イスラエル	47.7	31	メキシコ	21.0	
32	トルコ	19.3	32	メキシコ	24.5	32	トルコ	22.9	32	チリ	49.0	32	トルコ	22.6	
33	メキシコ	20.4	33	トルコ	27.5	33	イスラエル	24.3	33	日本	50.8	33	イスラエル	23.3	
34	イスラエル	20.9	34	イスラエル	28.5	—	—	—	—	韓国	—	—	韓国	—	
	OECD平均	11.3		OECD平均	13.3		OECD平均	11.6		OECD平均	31.0		OECD平均	9.9	

資料：内閣府「平成 26 年版子ども・若者白書(全体版)」出所：OECD(2014)Family database “Child poverty”  
注：ハンガリー、アイルランド、日本、ニュージーランド、スイス、トルコの数値は 2009 年、チリの数値は 2011 年

### 3 ひとり親家庭を対象とした支援機関の状況

---

#### (1) 国・都の支援機関

##### ア 国の支援機関

- 生活保護受給者や児童扶養手当等受給者に対し、福祉事務所等とハローワークが連携して支援を行う「生活保護受給者等就労自立促進事業」については、令和元年度には23か所（17区4市）で実施されています。
- また、ハローワークや、子育て中の女性やひとり親等の求職者のための専門職業相談窓口として、マザーズハローワークも活用されています。都内には、マザーズハローワークが3か所、マザーズコーナーが7か所設置されています。

##### イ 都の支援機関

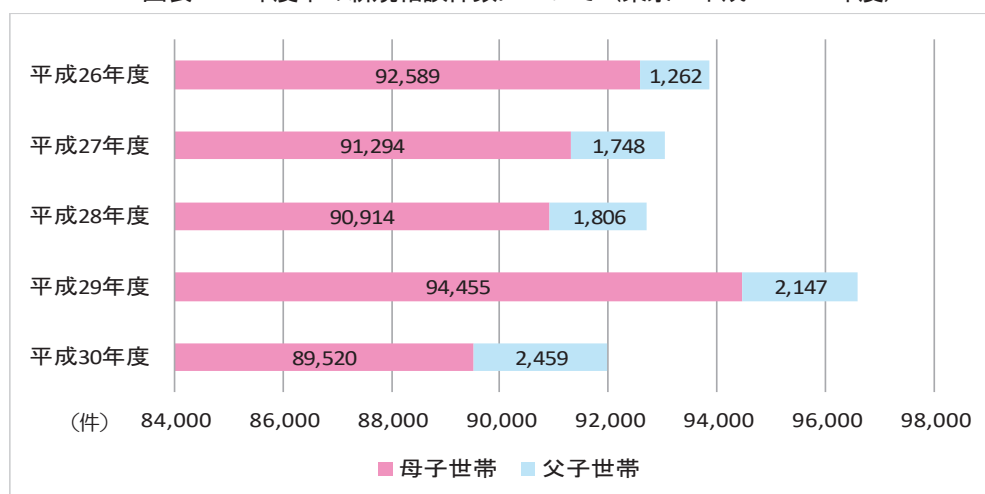
- ひとり親家庭への支援として、都は、東京都ひとり親家庭支援センター（はあと）を設置し、一般的な相談から養育費・面会交流などの専門的な支援まで総合的に支援する体制を整備しています。
- 就業支援については、東京しごとセンターにおいて、一人ひとりの適性や状況を踏まえたきめ細かなキャリアカウンセリングを実施するほか、各種セミナーや能力開発、職業紹介などを行うことで、就職活動を支援しています。
- また、東京しごとセンター内の「女性しごと応援テラス」において、家庭と両立しながら仕事に就きたいと考えている女性などを対象に、再就職支援を実施しています。
- 東京都ひとり親家庭支援センター（はあと飯田橋）は、東京しごとセンター内に設置され、連携しながら、ひとり親家庭の親と子を対象に、個々の家庭の状況に応じたきめ細かな就業支援を実施しています。
- DVなどに悩む世帯への支援としては、女性相談センターによる相談や、東京ウィメンズプラザにおける相談や心理的サポートのための講座等を実施しています。

## (2) 地域におけるひとり親家庭の支援従事者

### ア 母子・父子自立支援員<sup>5</sup>

- ひとり親家庭への支援の中心となるのは、区市の福祉事務所等に配置された母子・父子自立支援員です。都では、全ての区市及び西多摩福祉事務所、島部支庁に配置されています。
- 平成31年4月1日現在、都内の母子・父子自立支援員の数は207人（区部126人、市町村部81人）です。うち135人が婦人相談員<sup>6</sup>と兼務しています。
- 平成30年度における新規の相談件数は、91,979件となっています。相談件数の推移をみると、特に父子世帯からの相談が増加傾向にあることがわかります。

図表31 年度中の新規相談件数について（東京 平成26～30年度）



資料：東京都福祉保健局調べ

### イ 母子・父子自立支援プログラム策定員など

- ひとり親家庭の自立に向け、より就業に関する支援を強化するため、区市等に母子・父子自立支援プログラム策定員<sup>7</sup>や就業支援専門員<sup>8</sup>を配置し、母子・父子自立支援員と連携しながら支援を行っています。
- 平成31年4月1日現在、都内の母子・父子自立支援プログラム策定員は69人（区部23人、市町村部46人）、就業支援専門員は8人（区部3人、市町村部5人）です。

<sup>5</sup> 母子及び父子並びに寡婦福祉法第8条に基づき都知事や区市長に委嘱を受けて、ひとり親家庭の相談に応じ、支援を行う。

<sup>6</sup> 売春防止法に基づき、要保護女子やDV被害者に対する相談・支援を行う。

<sup>7</sup> 経済的自立を促進するため、自立計画（自立支援プログラム）の作成など、就業に結びつく支援を行う。

<sup>8</sup> 福祉事務所に配置し、母子・父子自立支援員やハローワークと連携した包括的な就業支援を行う。

### (3) 民間の支援機関

- 東京都内には、ひとり親家庭を支援する多くの民間団体が存在します。それぞれが、民間団体ならではの特色ある支援を行っています。
- ひとり親当事者による団体では、当事者目線に立った相談・支援や、イベントを主催しています。また、多くのひとり親家庭が悩む「住まい」に関して、オーナーとの調整などに強みを持つ法人もあります。

#### コラム 民間団体の寄り添いによるエンパワメント支援

- 民間団体による支援は、行政の支援が届きにくい層にもアプローチできるという強みがあります。また、緩やかな支援を通して、長期的に「つながりつづける」ことができ、寄り添いながら支援を続けることが可能です。
- NPO 法人しんぐるまざあず・ふぉーらむでは、離婚等の経験を経て自己肯定感が低下している世帯に対して、様々なメニューを組み合わせる柔軟に支援することで、自立までのサポートを行っています。

- あるひとり親は、以前の職場でパワハラに遭ったことでなかなか就労意欲が持てず、子供食堂などの支援を受けながら、手当のみを収入として生活していました。しんぐるまざあず・ふぉーらむとつながってからは、食品支援をしつつ、ひとり親が集まり軽作業をする交流会に来ていただきました。同じ立場のひとり親と話をしながら、作業を行ううちに少しずつ



自信をつけることができ、「仕事探しをしたい」と相談があったため、履歴書の書き方など、就労支援を行いました。仕事探しを始めた当初は、面接に遅刻して落ち込むこともありましたが、不安に寄り添いながら相談を続けるうちに、ご自身で見つけてきたパートの仕事に応募し、就職することができました。

その後も、パート契約満了後に無職となった時期がありましたが、団体とはイベントや食品の支援を通してつながりを持ち続けました。団体からも様々に応援を続けた結果、現在は別の仕事を見つけ、継続して就労しています。